

市税に未納がない証明書の発行手続きについて

- ◆ 学校給食用物資納入業者登録申請にかかる「市税に未納がない証明」については、別紙「所得・課税 非課税・納税・資産等証明申請書」を、課税課諸税担当受付に提出して証明書の発行手続きを行ってください。
- ◆ 「市税に未納がない証明」の発行申請は、令和6年1月22日（月）から受付となりますのでご注意ください。
- ◆ 交付日において、前々月の末日（休日の場合は翌日）までに納期が到来した市税（令和6年1月中に交付であれば令和5年11月納期分までの市税）に未納がないことが必要です。ただし、納付確認に一定の期間（市税納付後約2～3週間程度）を要しますので、納期限を過ぎて、交付の2～3週間前に納付いただいた市税がある場合は、領収書を持参してください。QRコード決済で納付した場合は、決済済みの画面を確認させていただく場合があります。

※ なお、押印はすべて朱肉を使用すること（スタンプを使用した押印は不可）。

「所得・課税 非課税・納税・資産等証明申請書」への記入内容

●個人事業主の場合

「どなたの証明が必要ですか？」欄に事業主本人（個人）の住所、氏名を記入し、「窓口に来られたかた」欄に来庁者の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入して提出してください。来庁者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）を持参してください。

なお、「窓口に来られたかた」が「証明を必要とする人」本人または同世帯の親族以外の場合は、本人からの委任状（本人の押印がされているもの）が必要です。

●法人の場合

「どなたの証明が必要ですか？」欄に本社・本店の所在地、法人名を記入し、代表者印（会社実印）を押印し、「窓口に来られたかた」欄に来庁者の住所、氏名、生年月日、電話番号を記入して提出してください。（※支店等で登録する場合でも、税金は本社・本店に課税されますので、本社・本店で記入・押印してください。）

来庁者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）を持参してください。

なお、法人の代表者の方以外が申請する場合は、委任状（法人の代表者印（会社実印）の押印がされているもの）が必要になります。ただし、社員の方に限り、社員証などで社員であることが確認でき、「所得・課税 非課税・納税・資産等証明申請書」に法人の代表者印（会社実印）の押印がされている場合、委任状を省略することができます。